

厚木市中小企業景気対策資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景気対策及び中小企業者の経営の安定を図るために行う中小企業景気対策資金の融資（以下「資金融資」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下（主たる事業が小売業又はサービス業にあつては5,000万円以下、主たる事業が卸売業にあつては1億円以下）の会社
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下（主たる事業が小売業にあつては50人以下、主たる事業が卸売業又はサービス業にあつては100人以下）の会社又は個人
- (3) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号又は第5号に規定する者

2 この要綱において「特定金融機関」とは、市長が預託契約を締結した銀行その他の金融機関をいう。

(融資の種類及び内容)

第3条 資金融資の種類は、景気対策資金、景気対策資金（別枠資金）及び危機関連資金とし、融資の内容は、別表に掲げるとおりとする。

(融資の対象)

第4条 資金融資を受けることができる者は、中小企業者であつて、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあつては、市内に1年以上住所を有すること。
- (2) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する特定事業（神奈川県信用保証協会の保証対象外業種を除く。）を営んでいること。
- (3) 行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者については、その許認可等を得ていること。
- (4) 景気対策資金の融資にあつては、最近3箇月又は6箇月の売上高又は売上総利益の合計が直近3年のいずれかの年の同期に比して減少していることを特定金融機関が確認した者であること。

(5) 景気対策資金（別枠資金）の融資にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項の規定により市長の認定を受けた者であること。

(6) 危機関連資金の融資にあつては、中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市長の認定を受けた者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、資金融資を受けることができない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 返済能力がないと認められる者

(3) 市の融資制度を不正に利用した者

(4) 金融機関から取引停止処分を受けている者

(5) 神奈川県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない者

（預託金の総額）

第5条 市は、特定金融機関に融資資金として、予算に定める範囲内の金額を預託するものとする。

2 特定金融機関は、市長と協議の上、前項の預託金を基金として融資に充当する金額を定めるものとする。

（融資の方法）

第6条 資金融資は、中小企業者からの申込みに基づき、特定金融機関が行うものとする。

（融資の申込み）

第7条 景気対策資金の融資を受けようとする者は融資申込書及び厚木市中小企業景気対策資金融資対象確認申請書（第1号様式。以下「確認申請書」という。）に、景気対策資金（別枠資金）の融資を受けようとする者は融資申込書及び中小企業信用保険法第2条第5項の規定により市長の認定を受けていることを証する書類に、危機関連資金の融資を受けようとする者は融資申込書及び中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市長の認定を受けていることを証する書類に次に掲げる書類を添えて、特定金融機関に提出し、審査を受けなければならない。

(1) 確定申告書等財務関係書類

(2) 市税納税証明書

(3) 法人にあつては法人登記事項証明書、個人にあつては住民票

(4) 景気対策資金の融資にあつては月別損益計算書その他の売上高等の推移を証明する書類

(5) その他特定金融機関が審査をする上で必要と認める書類

2 中小企業景気対策資金の融資を受けた者は、その融資資金を目的以外に使用してはならない。

(再融資の申込み)

第8条 資金融資を受けている者は、別表に規定する融資限度額から既に受けている融資の未償還額を控除して得た額を限度として、追加で融資の申込みをすることができる。

(特定金融機関)

第9条 特定金融機関の指定を受けようとする者は、厚木市中小企業事業資金融資特定金融機関指定申請書により市長に申請しなければならない。

(特定金融機関の義務)

第10条 特定金融機関は、資金融資の申込みがあったときは、速やかに審査を行い、融資の可否を決定するものとする。

2 特定金融機関は、毎月末日現在の貸付状況を厚木市中小企業融資制度貸付状況報告書に融資申込書及び確認申請書を添えて、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

3 特定金融機関は、資金融資を受けた者に対し、歩積両建預金等を要求してはならない。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、この要綱は、平成15年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、この要綱は、平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、この要綱は、平成17年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、この要綱は、平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月25日から施行し、同年4月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

資金使途	<p>運転資金、設備資金、借換（国の資金繰り円滑化借換保証制度の対象となるものに限る。）</p>
融資限度額	<p>5,000万円 ただし、景気対策資金（別枠資金）及び危機関連資金にあつては、8,000万円とする。</p>
融資利率	<p>市長と特定金融機関が協議して定める率</p>
融資期間	<p>7年以内 ただし、景気対策資金（別枠資金）及び危機関連資金にあつては、10年以内とする。</p>
返済方法	<p>割賦返済（据置期間1年以内）</p>
担保	<p>必要に応じて徴する。</p>
保証人	<p>必要に応じて徴する。 ただし、景気対策資金（別枠資金）及び危機関連資金にあつては、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。</p>
信用保証	<p>必要に応じて神奈川県信用保証協会の信用保証を付するものとする。 ただし、景気対策資金（別枠資金）の融資にあつては神奈川県信用保証協会の経営安定関連保証を、危機関連資金の融資にあつては神奈川県信用保証協会の危機関連保証を付するものとする。</p>

第1号様式（第7条関係）

厚木市中小企業景気対策資金融資対象確認申請書

年 月 日

(特定金融機関)

様

申請者 所在地（住所）
事業所名
代表者氏名（氏名）
電話番号

厚木市中小企業景気対策資金の融資対象者として、確認を受けたいので次のとおり申請します。

業 種					
主たる事業内容					
営業開始年	年 月	従業員数	人	資本金	万円
融資認定要件 最近3箇月又は6箇月の売上高又は売上総利益の合計が、直近3年のいずれかの年の同期と比較して減少していること。					
最近3箇月又は6箇月の合計 A	直近3年のいずれかの年の同期の合計 B		減少額 (B - A)		
(年 月 ~ 年 月)	(年 月 ~ 年 月)				
円	円		円		

----- 金融機関記入欄 -----

上記の者は、景気対策資金融資対象者の要件に該当することを確認しました。

年 月 日

金融機関名
代表者氏名

売上高又は売上総利益比較表

(単位：円)

	最近3箇月又は6箇月の 売上高又は売上総利益 A	直近3年のいずれかの年の同期 の売上高又は売上総利益 B
	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合 計	円	円

上記のとおり財務書類等の原本と相違ありません。

年 月 日
